

## ○地域交通安全活動推進委員制度運営要領の制定について

(平成2年12月27日甲通達交企第64号)

この度、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の一部が改正され、「地域交通安全活動推進委員制度」が新設されたことに伴い、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）及び地域交通安全活動推進委員制度に関する規程（平成2年県公委規程第10号。以下「規程」という。）が制定されたことから、次のとおり地域交通安全活動推進委員制度運営要領を制定し、平成3年1月1日から実施することとしたので実効ある運用に努められたい。

### 地域交通安全活動推進委員制度運営要領

#### 第1 総則

駐車問題を始めとする地域における道路の利用の方法等の交通問題を解決するためには、行政機関による一方的な取組だけでは不十分であり、地域住民のモラルを高めるとともに、その理解と協力の下に、地域ぐるみでこの問題に取り組んでいく必要がある。

現在まで、各関係団体やこれらの役員等がボランティアの協力を得て、地域ぐるみでの取組に努めているところであるが、このような活動を一層効果的なものとするため、地域におけるモラルを向上させるための運動等のリーダーとして「地域交通安全活動推進委員」（以下「推進委員」という。）の制度を設け、推進委員自身の意欲の増進と責任の自覚を促し、併せて住民の理解と協力を確保しようとするものである。

#### 第2 推進委員

##### 1 推進委員の委嘱

###### (1) 署長の推薦

###### ア 委嘱候補者の選定

署長は、推進委員を推薦する場合には、管轄区域内に居住し、又は勤務する等活動区域の交通の状況に精通していると認められる者について、法の定める要件である

- 「人格及び行動について、社会的信望を有すること。」  
人格識見ともに優れ、行動においても関係地域の住民に信頼があることをいう。
- 「職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。」  
交通の安全と円滑に資するための活動について、熱意と旺盛な使命感を持つとともに、自主的、自発的な活動を可能にするだけの時間的な余裕を有することをいう。
- 「生活が安定していること。」  
経済的、社会的、家庭的に見て、その者の生活基盤が安定していることを

いう。

○ 「健康で活動力を有すること。」

心身ともに健康であり、推進委員としての活動を行うことによって、精神的、肉体的に支障を来すおそれがないことをいう。

の要件を満たしているか否かを慎重に判断した上、次の点に留意し、候補者を選定すること。

(ア) 関係地域に他の交通に関するボランティア活動を行う者がいる場合には、その信頼も厚く、これと十分に連携を取りながら、効果的な活動を行うことができる者であること。

(イ) 地区交通安全協会の役員等として、現に交通の安全と円滑に資するための活動に熱心に取り組んでいる者であること。

(ウ) 高齢者であっても委嘱に支障はないが、活動力の面から十分に適格性を判断すること。

(エ) 交通関係団体等の支部長、会長等の役員も含めることとするが、議員等政治活動に利用するおそれがある者については除外して考えること。

(オ) 1つの組織に偏ることのないよう配慮すること。

(カ) 民間交通指導員等他機関からの委嘱者については、委嘱の方法、報酬等にも相違があることから、他の委嘱者との兼ね合いを考慮すること。

(キ) 基本的適格性等を調査し、常に警察と一体的な活動ができる者であること。

イ 候補者の推薦

署長は、次の事項を明らかにし、地域交通安全活動推進委員推薦書（規程様式第1号）により、交通企画課長を経由して公安委員会に推薦するものとする。

(ア) 氏名、住所、年齢、職業、経歴（ボランティアとしての活動歴を含む。）及び健康状態

(イ) 交通事故歴及び交通違反歴

(ウ) 関係団体からの推薦等推進委員として適当と認められる理由

(エ) 署長の推薦順位

(2) 委嘱状の交付

推進委員の委嘱は、署長が委嘱状（規程様式第2号）を交付して行うものとする。

(3) 公示等

ア 交通企画課長は、委嘱した推進委員の氏名及び連絡先等を掲示板等により公示する等、県民に周知するものとする。

イ 署長は、推進委員の氏名及び連絡先等を掲示板へ掲示するとともに、ミニ広報紙、市町広報紙等への掲載等適当な方法により、管内住民に対し周知するものとする。

## 2 人員

各警察署単位で組織される地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）の推進委員の人員は、別表のとおりとする。

## 3 任期

推進委員の任期は2年であり、再任することができるが、再任する場合であっても、前記1に定める委嘱の手続をとるものとする。

## 4 活動区域

推進委員は、当該協議会が組織される区域内をその活動区域とする。ただし、活動内容が他の区域に関連する場合には、関連する署長及び協議会は相互に連絡調整を図ること。

## 5 活動内容等

### (1) 活動内容

ア 交通安全教育活動の具体的例示は次のとおりである。

(ア) 老人クラブ等の定例会等において、地域の高齢者に対して、身近な交通事故の多発箇所を示すとともに、加齢に伴う身体機能の変化等を正しく認識させ、安全にこれらの場所を通行する方法を理解させる交通安全教育を実施する。

(イ) 町内会等において、幼児・児童の保護者に対して、保護者が常に手本となって行動すべきであること等保護者として果たすべき役割を理解させる交通安全教育を実施する。

(ウ) 警察、交通安全協会等が実施する交通安全教育に講師として参加し、ヒヤリ地図の作成や地域において道路を安全に通行するために留意すべき事項等を指導する。

(エ) 交通安全教育の場を主宰し、警察、交通安全活動推進センター等から講師を招き、これらの講師とともに交通安全教育を実施する。

イ 高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について、住民の理解を深めるための運動を推進する活動の具体的例示は次のとおりである。

(ア) 高齢者や障害者が、歩行し、若しくは電動車椅子などを利用し、又は自転車を利用して道路を通行している場合に、周囲の者が進路を譲るなどの配慮について啓発活動を行う。

(イ) 高齢運転者標識、身体障害者標識又は聴覚障害者標識を表示する自動車に対する保護や配慮について啓発活動を行う。

(ウ) 高齢運転者等専用駐車区間制度の周知を図るとともに、他の一般ドライバーが車両を駐車しないようにするためのモラル向上について啓発活動を行う。

ウ 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用方法について住民の理解を深

めるための活動の具体的例示は次のとおりである。

- (ア) 違法駐車追放キャンペーンを行うなど駐車問題等に関する住民運動の盛り上げを図る。
- (イ) 通学路の途中にある放置車両によって、児童の歩行に危険があることなど、地域の具体的な交通状況を踏まえて、駐車対策等の必要性について理解を深める広報啓発を行う。
- (ウ) 駐車場関係者の協力を得て、駐車場案内パンフレットを活用するなど、適正な車両の駐りに資するための情報を提供する。

エ 特定小型原動機付自転車又は自転車（以下「自転車等」という。）の適正な通行の方法について、住民の理解を深めるための運動を推進する活動の具体的例示は次のとおりである。

- (ア) 自転車等の通行ルール及び安全な通行等に関するチラシを配布するなどにより、自転車等の利用者に対して通行ルールの周知を図る。
- (イ) 自転車等利用者に対するルール遵守の徹底を図るための街頭における指導啓発を実施する。

オ 広報、啓発活動の具体的例示は次のとおりである。

- (ア) 交通事故防止対策会議、暴走族追放会議、違法駐車追放会議等を開催するなど、交通問題に関する住民運動の盛り上げを図る活動
- (イ) 地域の具体的な交通の状況を踏まえて、交通対策の必要性や反射材用品等の活用について理解を深めるための広報啓発を行う。
  - ・ 夜間に道路横断中の死亡事故が多発している。
  - ・ 交通事故が多発している交差点がある。
  - ・ 道路上で危険な遊戯をする児童が多数いる。
  - ・ 地域住民の物件が点字ブロックに置かれて目の不自由な人の障害となっている。
- (ウ) チラシの配布、ポスターの掲示等による交通事故防止、暴走行為防止、飲酒運転根絶等のための啓発を行う。

(エ) 商店街や観光地における各種交通安全に資するための情報を提供する活動

カ 協力要請活動の具体的例示は次のとおりである。

- (ア) 自治会、町内会に対する働き掛け
  - ・ 自治会の活動テーマとして駐車問題等の交通問題を取り上げる。
  - ・ 町内会、自治会で、駐車場のない施設に自動車が出掛けられないことの申合せを行う。
- (イ) 各種行事主催者に対する臨時駐車場の設置、案内板の設置、自動車利用の自粛推進等の自主的な交通対策を講ずる旨の働き掛け
- (ウ) 大型ビルの建築等に伴う関係者に対する自主的・先行的な交通安全対策等

を講ずる旨の働き掛け

(エ) 企業、商店等に対する自主的な交通安全対策を講ずる旨の働き掛け

- ・ 貨物搬入は混雑時間帯を避けること。
- ・ 顧客や取引先に対して駐車場利用を呼び掛けること。
- ・ 店頭駐車場案内板を設けること。
- ・ 従業員に対する安全教育を行うこと。
- ・ 点字ブロックに商品を置かないこと。
- ・ 暴走族の集会に利用される会社の駐車場に、夜間、車両の侵入ができないような措置を講ずること。

キ 交通問題についての助言活動の具体的例示は次のとおりである。

(ア) 警察署等と協力して「交通相談日」等を設けて、推進委員が共同で相談に応じる活動

(イ) 電話、応接、来訪等により、個々の推進委員が相談に応じる活動

ク 地域における交通活動に対する協力活動の具体的例示は次のとおりである。

(ア) 各種交通安全運動等に協力する。

(イ) 商店会、自治会等の自主的な交通対策に協力する。

ケ 地域調査活動の具体的例示は次のとおりである。

(ア) 相談者に適切な助言をするため、相談者の求めに応じて必要な実態調査をする。

(イ) 地域の実情に応じた広報啓発をするため、地域の交通上の問題点について調査する。

(ウ) 信号機の運用等交通安全施設の実態調査に関する活動

(2) 活動記録

ア 署長は、推進委員が実施した地域活動の内容を地域交通安全活動推進委員活動記録簿（規程様式第3号）に記載させるとともに、定期的に提出を受け、その活動実態を把握すること。

イ 署長は、推進委員の活動に関し、特に効果のあったもの又は今後の活動の参考となるべきものについては定期的に、重要特異事項については直ちに交通企画課長を経由して報告すること。

6 署長の指導等

署長は、推進委員に対し、次の事項を遵守するよう十分に指導し、推進委員がこれらに違反したと認められるときは、当該推進委員を解嘱すべき場合を除き、個別に必要な注意等を行うこと。

(1) 住民に対して行う交通安全教育を交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に従って行うこと。

平素から交通安全教育指針に対する理解を深め、これを活用し、地域の住民に

対して、効果的かつ適切な交通安全教育を行うことができるよう指導する。

(2) 関係地域の住民の要望及び意見を十分に尊重するよう努めること。

平素から、住民の要望及び意見を踏まえて活動を行うよう留意するとともに、推進委員の活動に批判的な意見についても、耳を傾けるなど、真摯な対応が必要である。

(3) 関係者の正当な権利及び自由を侵害することのないように留意すること。

「正当な権利及び自由を害する」活動には、刑罰法令に触れる行為はもとより、刑罰法令に触れなくても憲法に保障された国民の権利及び自由を不当に侵害するような行為が含まれる。

禁止される行為の例としては、次のような事項がある。

- ・ 交通安全に関するパンフレットの受け取りを拒否した者に無理強いをしてこれを受け取らせる。
- ・ 協力要請に応じないイベントの主催者に対して、嫌がらせをして催物の開催を邪魔する。
- ・ 相談者の相談に係る秘密を正当な理由なく漏らす。
- ・ 実地調査のためにみだりに他人の敷地内に入り込む。

(4) 政党又は政治目的のためにその地位を利用しないこと。

「政党のため」とは、特定の政党を結成し、特定の政党に加入し、若しくは特定の政党を支持し、又は特定の政党から脱退し、若しくは特定の政党に反対すること等に資することの意味である。

「政治的目的のため」とは、公職の選挙において特定の候補者を支持し、又はこれに反対すること、特定の内閣を支持し、又はこれに反対すること、特定の政治的団体を支持し、又はこれに反対すること、政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し、又はこれに反対すること等に資するとの意味である。

「その地位を利用する」とは、推進委員たる名称や推進委員としての活動に伴う影響力を行使することを意味する。

禁止される行為の例としては、次の事項がある。

- ・ 推進委員の広報啓発活動の一環として行われる交通安全教室において、聴衆を前に、特定の候補者のために投票を依頼する。
- ・ 交通安全に関するチラシとともに、特定の政党の機関誌の号外を配布する。

## 7 身分証明書等の貸与

### (1) 貸与等

推進委員に対しては、委嘱に際して、身分証明書（規則別記様式第1号）及び標章（規則別記様式第2号）が貸与されることとなるが、推進委員がその身分を失ったときは、これを確実に返納させること。

### (2) 携帯及び提示義務等

ア 署長は、「推進委員は、活動を行うに当たっては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。」

(規則第6条第1項) こととされているので、推進委員に対し、この旨の指導を十分に行うこと。

イ 署長は、推進委員が貸与された標章をみだりに着装することのないよう指導すること。

## 8 講習

### (1) 講習の目的

講習は、推進委員が適正かつ効果的にその活動を行うことができるようにするため、推進委員に対し、推進委員としての基本的な事項を理解させることを目的とする。

### (2) 講習計画

講習は、あらかじめ講習計画を策定し、これに基づいて行うこと。

### (3) 講習の方法

講習は、講習用に作成された教本を用いるほか、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。また、講習は、オンラインにより行うことができるが、受講者の要望、インターネット環境の整備状況等の各協議会の実情に応じた方法によるものとする。

### (4) 講師

講習の講師は、講習事項について十分な知識及び経験を有する者をもって充てること。

### (5) 講習の内容等

ア 推進委員の任務及び心構え

イ 推進委員の活動要領

ウ 県内及び管内の交通実態

エ 交通安全に関する法令知識

オ その他必要な知識

### (6) 講習の実施時期

講習は、原則として、推進委員として委嘱した時からおおむね3か月以内に行うこと。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

## 9 研修

(1) 交通企画課長及び署長は、交通安全活動推進センターと連携し、推進委員の職務に関する必要な事項について、随時研修を行うこと。

(2) 署長は、前記(1)の研修を行った場合には、その状況を地域交通安全活動推進委員に対する研修実施結果報告書(規程様式第4号)により、交通企画課長を経由して報告すること。

- (3) 研修は、オンラインにより行うことができるが、受講者の要望、インターネット環境の整備状況等の各協議会の実情に応じた方法によるものとする。

## 10 推進委員の解嘱等

### (1) 解嘱

ア 署長は、推進委員が解嘱事由である次の事項に該当すると認められるときは、解嘱事由に該当する事実を明らかにして、地域交通安全活動推進委員解嘱上申書（規程様式第5号）により、速やかに交通企画課長を経由して公安委員会に上申すること。

(ア) 法第108条の29第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。

(イ) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

職務を怠ったか否かの判断は、公安委員会の指導内容、協議会における業務内容等の諸般の事情を考慮して、他の推進委員に比べて、著しく活動が低調であるか否かにより判断する。

(ウ) 推進委員たるにふさわしくない非行のあったとき。

推進委員としてふさわしくない刑罰法令に触れる行為又は反社会的・反道徳的な行為をしたときに解嘱する。

イ 署長は、公安委員会が推進委員を解嘱したときは、解嘱状（規程様式第7号）を当該推進委員に交付するとともに、地域住民に対する周知等適切な措置をとること。

### (2) 辞職

署長は、推進委員が疾病、転居、退職等の理由による任意の辞職の申出を受けた場合には、速やかに交通企画課長を経由して公安委員会に報告すること。

## 11 運用上の留意事項

署長は、推進委員の運用について、活動内容に関する事項に留意すること。

- (1) 「交通安全教育活動」は、全てを網羅的に行う必要はなく、地域の実情に応じて、住民が知っておく必要のある事項を選択的に取り上げ実施すれば足りる。

また、講習等において交通安全教育指針や交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）の内容を指導するとともに、交通事故の発生状況等に関する情報の提供、交通安全教育に必要な資器材の貸与、警察官の派遣等を行い、交通安全教育が効果的かつ適切に行われるように協力すること。

- (2) 「広報、啓発活動」は、形式的な活動に流れることなく、地域の交通状況に応じた事項を取り上げて行う必要がある。

- (3) 「協力要請活動」は、他の活動と比べて、他人の権利及び自由を侵害する可能性があり、無用の紛議を引き起こすおそれがないとは言えないので、活動の方法等について平素から十分に公安委員会等の指導事項に留意するとともに、町内会、自治会等に働き掛ける場合のように実質的に広報啓発活動と異なる場合を除

き、推進委員単独の判断での活動は行わず、署長の指導及び協議会の調整の下に活動を行うよう十分に指導する必要がある。

- (4) 「地域における交通活動に対する協力活動」は、純粹に民間ベースの活動も、警察機関等が関与する活動も含まれるものである。
- (5) 「地域調査活動」は、調査活動をするための特別な権限は与えられていないので、他人の敷地に立ち入るような場合には、当然、その承諾が必要である。また、実地調査活動は、必ずしも実地での活動が必要とされるものではなく、動画、画像データ等を活用し、必要な情報を遠隔で収集することで、地域における交通の状況の確認を十分に行うことができる場合においては、実地調査活動を遠隔での活動で代替できるものとする。

### 第3 協議会

#### 1 設置区域等

協議会は、警察署の管轄区域ごとに設置されるので、名称は「〇〇（警察署名）地区交通安全活動推進委員協議会」とすること。

#### 2 役員等

##### (1) 役員

###### ア 会長

(ア) 署長は、推進委員の互選により会長が選出されることとなるので、最もふさわしい者が選出されるよう配慮すること。

(イ) 署長は、会長と連携し、定期的に、又は必要の都度協議会が開催されるよう配慮すること。

###### イ 幹事

署長は、推進委員の互選により幹事が選出されることとなるので、適任者が選出されるよう配慮すること。

###### ウ 会長代行者の指名

署長は、会長により、会長の職務を代行する者があらかじめ指名されることとなるので、適任者が指名されるよう配慮すること。

##### (2) 顧問等

協議会に、顧問、相談役等若干名置くことができるが、これらの役員については、推進委員としての委嘱がされないので、活動内容等に十分配慮すること。

#### 3 任期

役員任期は1年で、再任できるが、任期満了、解嘱、辞職等によりその身分を失ったときは、役員身分も失うこととなる。

#### 4 業務内容

協議会が推進する業務は次のとおりである。

- (1) 推進委員の年間及び月間の活動方針、目標を定めること。

- ア 年間、月間で重点的に取り組むべき活動内容、活動地域等を定めること。
- イ 年間、月間の活動の具体的な目標を定めること。
- (2) 推進委員相互の連絡を図ること。
  - ア 推進委員の担当地域、担当事項等を定めること。
  - イ 交通安全活動推進センターと研修を受けるべき推進委員との調整を図ること。
- (3) 推進委員の活動内容の調整を図ること。
  - ア 推進委員が活動に関して把握した交通関係の情報を集約すること。
  - イ 推進委員の担当地域、活動内容等で必要があるときは、これを調整すること。
- (4) 推進委員が担当する事項を定めること。
  - ア 関係機関・団体から資料及び情報を集約すること。
  - イ 推進委員の活動を広報するポスター等を作成すること。
  - ウ 広報紙を発行すること。
  - エ 広報・啓発活動用資器材を管理保管すること。
- (5) 協議会相互の連絡調整を図ること。
  - ア 各協議会との情報交換を行うこと。
  - イ 協議会の活動に関し、連携した活動を行うこと。

## 5 意見の申出

協議会が、公安委員会又は署長に申し出ることができるのは、「推進委員の活動に関し必要と認める意見」であり、

- 推進委員に対する講習又は研修の内容、使用する資器材等推進委員が適正かつ効果的にその活動を行うに当たって必要と認められる事項
  - 推進委員がその活動を通じて把握した地域における交通の安全と円滑を確保する上で必要と認められる事項
- である。

- (1) 署長は、協議会からの意見の申出については、地域交通安全に関する意見書（規程様式第9号）をもってするよう指導するとともに、意見の申出を受理したときは、その内容を速やかに検討し、結果を協議会に連絡すること。
- (2) 署長は、公安委員会に対する申出を受理したときは、公安委員会に対する地域交通安全活動推進委員協議会意見具申受理報告書（規程様式第10号）により意見を付し、交通企画課長を経由して公安委員会に報告すること。
- (3) 交通企画課長は、公安委員会に対する申出について回答を必要とするものについては、その講じた措置等を署長を経由して行うこと。

## 6 報告又は資料の提出

- (1) 署長は、協議会の適正な運営を確保するため必要があると認められるときは、地域交通安全活動推進委員協議会に対する報告及び資料提出要求上申書（規程様式第11号）により公安委員会に上申することができるが、対象事項は、

- ア 業務の実施状況
  - イ 役員の選出手続の状況
  - ウ 会計処理の状況
- 等全般である。

(2) 署長は、公安委員会の決定に基づき報告又は資料の提出を地域交通安全活動推進委員協議会に対する報告及び資料の提出要求書（規程様式第12号）により行うが、日常的な業務指導の一環としての必要な報告連絡を妨げるものではない。

## 7 勧告

(1) 署長は、協議会の適正な運営を確保するため勧告をする必要があると認められるときは、地域交通安全活動推進委員協議会に対する勧告上申書（規程様式第13号）により公安委員会に上申することができるが、対象事項は

- ア 業務の実施の方法の改善
  - イ 役員の選任手続の改善
  - ウ 会計の処理の改善
- 等全般である。

(2) 署長は、公安委員会の決定に基づき勧告を勧告書（規程様式第14号）により行うが、日常的な業務指導を妨げるものではない。

## 8 指導

(1) 交通安全協会地区支部等との連携

協議会の運営に当たっては、交通安全協会地区支部等との連携が確保できるよう、十分な配意をすること。

(2) 協議会が定める内規については、署長と事前協議をさせるなど、必要な指導、助言を行うこと。

## 別表

協議会	人員
下 田	10
伊 豆 中 央	11
三 島	20
伊 東	9
熱 海	5
沼 津	30
裾 野	13
御 殿 場	14
富 士	34
富 士 宮	18

清	水	32
静	岡 中 央	34
静	岡 南	28
藤	枝	19
焼	津	19
島	田	14
牧	之 原	10
菊	川	11
掛	川	16
袋	井	14
磐	田	23
天	竜	4
浜	北	13
浜	松 東	30
浜	松 中 央	37
浜	松 西	15
細	江	9
湖	西	8
	計	500